

役員報酬等の支給の基準

(令和2年4月1日)

改正 令和4年4月1日改正

(目的)

第1条 この規則は、学校法人九州文化学園（以下「法人」という。）の寄附行為第21条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金、その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、学校法人九州文化学園給与規則に基づくものは含まない。
- (5) 費用とは、役員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬

(報酬等の額の算定方式)

第4条 役員報酬月額、別表第1の俸給表のとおりとし、各役員報酬月額は俸給表のうちから支給する。

2 常勤の役員賞与及び退職慰労金は別表第2及び第3に定める算式により算出される額を支給する。

(報酬等の支給方式)

第5条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月20日とする。ただし、当日が銀行休業日に当たる場合は前日に繰り上げて支給する。
- (2) 賞与（常勤の役員のみ） 毎年7月及び12月
- (3) 退職慰労金（常勤の役員のみ） 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内

2 報酬等は、現金による本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員には、別に定める学校法人九州文化学園出張規定に基づいて、旅費を支給する。2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規則により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規則をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日より施行する。

2 学校法人九州文化学園役員報酬及び退任慰労金規則（平成5年4月1日制定）は廃止する。

3 この規則の施行に伴い、令和2年3月31日までの退職慰労金は学校法人九州文化学園役員報酬及び退任慰労金規則（平成5年4月1日制定）に基づき積算するものとする。

附 則（令和4年4月1日改正）

この規則は、令和4年4月1日より施行する。

別表第1（役員報酬月額）

号俸	理事長	常勤の理事		非常勤の理事	監事
		役職兼務なし	役職兼務あり		
1	1,000,000	750,000	100,000	100,000	100,000
2	900,000	700,000	90,000	70,000	70,000
3	800,000	650,000	80,000	50,000	50,000
4	700,000	600,000	70,000	30,000	30,000
5	600,000	550,000	60,000	20,000	20,000
6	500,000	500,000	50,000	—	—

別表第2（常勤の役員賞与）

7月の賞与	報酬月額×期末手当支給割合
12月の賞与	報酬月額×期末手当支給割合

別表第3（常勤の役員の退職慰労金）

最終報酬月額×在任年数×係数

※上記在任年数は1か月単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。